

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋 1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

土地の負債利子損金不算入

Q：法人で土地を購入してから、そろそろ4年がたちます。損金不算入されていた借入の利子が損金に算入できると思うのですが……

A：法人が、基準日（昭和63年12月31日）以後に終了した各事業年度終了の時ににおいて、基準日以後に取得した土地等を有する場合には、その土地等に係る負債の利子の額の損金算入はできません。

しかし、原則4年間の損金不算入期間を経た後、4年間で均等額ずつ損金算入されます。

損金算入できるのは土地等の取得日から4年を経過した日の属する事業年度の「翌事業年度」からとされています。例えば、3月決算法人であれば、今回の申告で対象となるのは、基準日（昭和63年12月31日）から平成元年3月31日までの間に取得した土地等ということになります。対象土地等が複数ある場合には、損金算入額はその土地等ごとに計算する必要があります。

土地等ごとの損金算入額は、原則としてこれまでの事業年度で損金不算入とされていた負債利子の累計額を単純に4で割って計算します。

ただし、その土地等の譲渡が行われた場合は、譲渡事業年度前までの事業年度で損金不算入となった負債利子の累計額を事業年度において、全額損金算入することとされています。

なお、申告にあたっては申告書別表十五の二（新規取得土地等に係る負債利子の損金算入に関する明細書）の添付がない場合、負債利子の損金算入の適用はないので必ず添付してください。

